

平成26年度 事務事業評価シート

平成25年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	勤労者福祉補助事務						継続		
コード	25	-	55	-	03	-	01	予算事業名	勤労者総合福祉推進
担当部署	産業観光部	雇用支援課			雇用支援担当			予算事業コード	会計 10 款 05 項 01 目 01

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない
基本目標(章)	4章	にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち	実施計画事業名	なし
方向性(節)	1節	地域経済の活性化と産業振興	個別計画等の名称	なし
施策	2	雇用の促進と労働環境の改善	当事業に関連する事務事業	なし
細施策	3	福祉制度の普及・促進		
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市中小企業退職金共済掛金補助規則、川越市事業所従業員定期健康診断料補助金交付要綱			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	中小企業従業員の雇用安定と福祉向上を図るため、中小企業退職金共済制度への加入を促進する。また、従業員の健康管理のため従業員定期健康診断の実施を促進する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	中小企業退職金共済制度に加入する市内中小企業に対し、従業員が加入してから3年間の掛金の一部を補助する(業種・規模により補助率10%~30%)。従業員30人以下の事業所に対し、労働安全衛生法規則第44条に基づく定期健康診断の受診料の一部を補助する(健康診断受診料の30%、上限3000円、通算3回まで)。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額	25,221	24,621	23,580	23,702	22,748	
(26年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	24,080	23,855	21,513	23,702	22,748	22,000
人件費 B	2,935	2,935	1,834	1,834	1,834	1,834
総コスト(C = A + B)	27,015	26,790	23,347	25,536	24,582	23,834
正規職員(1年間の従事人数)	0.40人	0.40人	0.25人	0.25人	0.25人	0.25人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源 E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(= C - D - E)	27,015	26,790	23,347	25,536	24,582	23,834

26年度、27年度の事業費、人件費は見込額
臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値	将来目標値
成果	中退共事業所補助金申請率	%	70.8	72.4	75.1	(目標) 75.0 (実績) 76.4	27年度 75.0
	指標の定義・説明	補助事業所数/補助対象事業所数					
成果	中退共加入事業所	事業所	547	583	590	(目標) 600 (実績) 599	27年度 600
	指標の定義・説明	中退共制度に加入している事業所数(年度末時点)					
成果	定期健康診断料補助金交付件数	件	16	11	7	(目標) 12 (実績) 17	27年度 15
	指標の定義・説明	補助金を交付した事業所数					
成果	定期健康診断料補助対象従業者数	人	140	88	68	(目標) 100 (実績) 167	27年度 120
	指標の定義・説明	補助を受けた人数					

指標に基づく評価
中退共補助金は、加入事業所が増加しており、申請率も向上している。
定期健康診断補助は、制度開始から年数経過し、上限3回受給した事業所が多く、交付件数は減少している。

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	公平性に課題
中小企業従業者が安心して働くことができる環境づくりと福祉向上を図るために必要性はある。しかし、補助率等の制度は、他市町村を参考に見直す(上限額設定、補助率引き下げ)必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	退職金共済補助制度 県内20万人以上市:3市(熊谷市、所沢市、春日部市。但しいずれも上限あり) 中核市:12市 定期健康診断料補助 県内20万人以上市:1市(川口市) 中核市:同様の制度なし(サービスセンター等への助成制度は9市)
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	退職金共済補助制度、定期健康診断料補助ともに実施していない自治体も少なくないが、一時的に中退共加入事業所数等に影響が生じる可能性はある。

平成26年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		産業観光部				雇用支援課	雇用支援担当
事務事業名称		25	55	03	01	勤労者福祉補助事務	
今後3年間の方向性	26年度	改善(見直し)		現在実施している勤労者福祉事業の課題整理・分析・評価を実施し、今後の方向性を検討する。			
	27年度	継続					
	28年度	継続					

勤労者福祉補助事務 概要

【事業目的】

中小企業従業員の雇用安定と福祉向上を図るため、中小企業退職金共済制度への加入を促進する。また、従業員の健康管理のため従業員定期健康診断の実施を促進する。

【事業概要】

1 中小企業退職金共済掛金補助

概 要 中小企業の育成及び雇用する従業員の福祉の向上を図るため、中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約の掛金の一部に補助を行う。

交付対象者 市内に事業所を有し、1年以上の事業実績がある中小企業事業主(常時雇用する従業員の数が中小企業退職金共済法第2条第1項に定める人数以下)

補助額 従業員が加入してから36か月間の掛金に補助率をかけた額
補助率

主な業種	常用従業員数	補助率	主な業種	常用従業員数	補助率
小売業 卸売業 サービス業	1人～5人	30%	一般業種 左の業種以外	1人～10人	25%
	6人～10人	25%		11人～30人	20%
	11人～100人 (小売業は～50人)	23%		31人～50人	15%
51人～300人				10%	

2 事業所従業員定期健康診断料補助

概 要 市内事業所に雇用されている従業員の健康管理及び労働安全衛生法に規定する定期健康診断を促進するため、実施する事業主に対し診断料の一部を補助する。

交付対象者 市内に主たる事業所があり、事業所全体の常用雇用従業員が30人以下の中小企業事業主

補助額・率 従業員1人あたりの受診料の30%(上限3,000円)

交付制限 通算3回まで

【事業実績】

1 中小企業退職金共済掛金補助実績

年度 \ 項目	事業所数	従業者数	補助金額	1人当たり補助金額
平成 21 年度	245	1,574	23,909,760	15,190.4
平成 22 年度	233	1,621	23,663,973	14,598.4
平成 23 年度	241	1,579	23,591,640	14,940.9
平成 24 年度	268	1,547	21,325,315	13,784.9
平成 25 年度	266	1,596	23,288,253	14,591.6

平成 21 年度から 23 年度は、緊急経済対策として従業者 1 人当たり 1,000 円の特別加算を行っている。

平成 25 年度業種別補助実績

業 種 \ 項 目	対象事業所数	申請事業所数	申請率	従業者数	補助金額	1人当たり補助金額
小売業	28	25	89.3%	88	2,291,621	26,041.1
卸売業	27	23	85.2%	118	2,050,916	17,380.6
サービス業	117	82	70.1%	410	7,818,788	19,070.2
その他（農林漁業）	2	1	50.0%	13	128,000	9,846.2
その他（建設）	52	38	73.1%	172	3,129,965	18,197.5
その他（製造）	94	78	83.0%	600	6,195,303	10,325.5
その他（運輸・通信・公益）	18	11	61.1%	155	1,251,520	8,074.3
その他（金融・保険・不動産）	10	8	80.0%	40	422,140	10,553.5
合計	348	266	76.4%	1,596	23,288,253	14,591.6

2 事業所従業員定期健康診断料補助実績

年度 \ 項目	事業所数	従業者数	補助金額	1人当たり補助金額
平成 21 年度	27	253	750,000	2,964.4
平成 22 年度	16	140	416,031	2,971.7
平成 23 年度	11	88	263,575	2,995.2
平成 24 年度	7	68	188,267	2,768.6
平成 25 年度	17	167	413,455	2,475.8

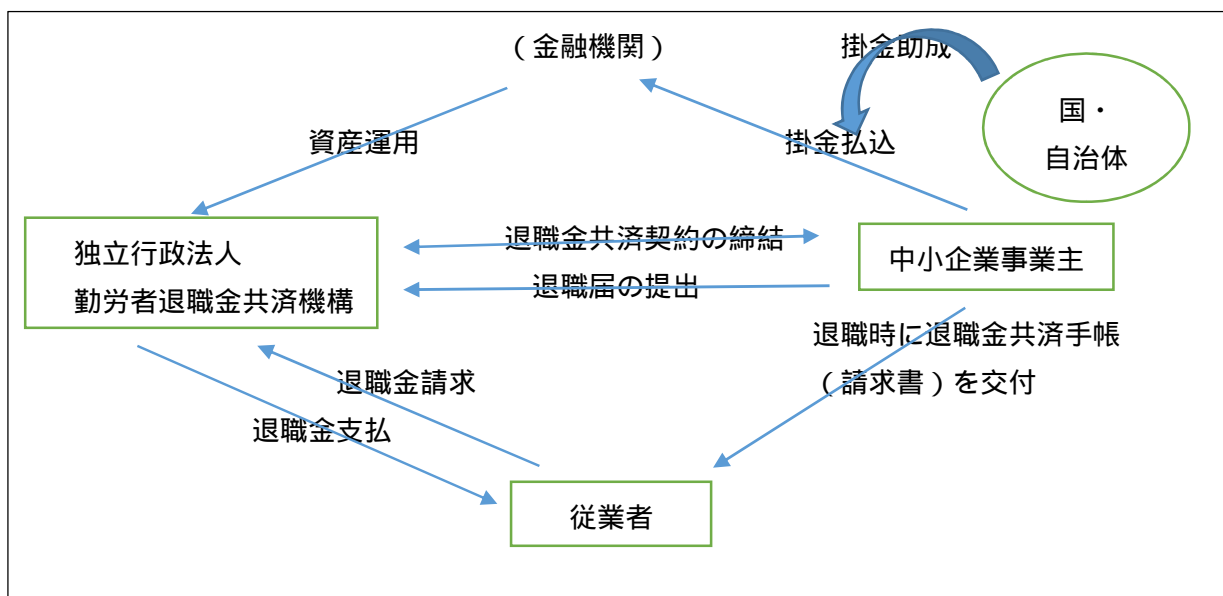
中小企業退職金共済制度の概要について

1 制度の目的

中小企業退職金共済制度は、独力により退職金制度を設けることが困難な中小企業に対し、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

2 制度の概要

中小企業の従業員を対象として、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構から直接当該従業員に退職金が支払われる仕組みである。



3 加入状況等（平成 26 年 6 月末現在）

共済契約者数(事業所数) 362,187 所 (埼玉県 12,799 所)

被共済者数 3,289,081 人 (埼玉県 107,982 人)

4 その他

- ・掛金は非課税(法人企業は損金、個人企業は必要経費として全額非課税)
- ・国からの掛金助成(新規加入助成、月額変更助成)
新規の制度加入事業主に掛金月額 $1/2$ (上限 5,000 円)を 1 年間助成
- ・自治体においても助成制度あり(平成 26 年 3 月現在 282 自治体)

退職給付制度の有無及び形態について

(平成 25 年度就労条件総合調査(厚生労働省))

退職給付(一時金・年金)制度の有無

(単位：%)

項目 企業規模	退職給付(一時金・年金)制度がある企業				退職給付制度 がない企業	(再掲)
		退職一時金 制度のみ	退職年金 制度のみ	両制度併用		退職一時金 制度あり
合計	75.5	65.8	11.6	22.6	24.5	88.4
1,000人以上	93.6	23.0	28.9	48.1	6.4	71.1
300～900人	89.4	31.5	27.2	41.3	10.6	72.8
100～299人	82.0	56.0	14.0	30.0	18.0	86.0
30～99人	72.0	74.1	8.6	17.3	28.0	91.4

「一時金のみ」、「年金のみ」、「両制度併用」の数値は、退職給付制度がある企業の内訳(割合)。

「(再掲)退職一時金制度あり」は、「退職一時金制度のみ」、「両制度併用」の合計。

退職一時金制度の支払準備形態

(単位：%)

項目 企業規模	退職一時金がある企業	退職一時金制度の支払準備形態(複数回答)			
		社内準備	中小企業退職 金共済制度	特定退職金 共済制度	その他
合計	88.4	64.5	46.5	7.5	3.9
1,000人以上	71.1	96.6		3.4	3.1
300～900人	72.8	87.5	14.0	5.0	4.0
100～299人	86.0	73.2	37.3	4.5	3.7
30～99人	91.4	59.1	53.2	8.7	4.0

支払準備形態は、退職一時金がある企業の内訳(割合)。ただし、複数回答。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の概要について

事業者は、労働安全衛生法第 66 条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければならない。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない。

健康診断(一般健康診断)の種類

種 類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断 (安衛則第 43 条)	常時使用する労働者	雇入れの際
定期健康診断 (安衛則第 44 条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1 年以内ごとに 1 回
特定業務従事者の健康診断 (安衛則第 45 条)	労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6 月以内ごとに 1 回
海外派遣労働者の健康診断 (安衛則第 45 条の 2)	海外に 6 ヶ月以上派遣する労働者	海外に 6 月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
給食従業者の検便 (安衛則第 47 条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置換えの際

「安衛則」は労働安全衛生規則の略。

定期健康診断の項目

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査及び喀痰検査
5	血圧の測定
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)
7	肝機能検査(G O T、G P T、γ-G T P)
8	血中脂質検査(L D L コレステロール、H D L コレステロール、血清トリグリセランド)
9	血糖検査
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11	心電図検査

省略基準に基づき、医師が必要でないときと認めるときは省略できる項目もある。

定期健康診断の実施率及び受診率等

(平成 24 年労働者健康状況調査(厚生労働省))

(単位%)

事業所規模 \ 項目	事業所	常用労働者	
	実施率	受診率	有所見率
合計	91.9	81.5	41.7
5,000人以上	100.0	87.8	45.4
1,000人～4,999人	100.0	85.6	46.4
500人～999人	100.0	82.6	46.8
300人～499人	99.7	85.8	47.4
100人～299人	99.5	83.9	45.9
50人～99人	98.2	82.5	45.8
30人～49人	96.8	80.9	38.0
10人～29人	89.4	77.0	33.3

事業所実施率 平成 23 年 91.2% ,平成 19 年 86.2%。

川越市中小企業退職金共済掛金補助規則

平成二十二年一月四日

規則第二号

川越市中小企業退職金共済掛金補助規則（昭和四十五年規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、中小企業の育成及び雇用する従業員の福祉の増進を図るため、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号。以下「法」という。）に基づく退職金共済契約（法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。以下同じ。）の掛金の補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第二条 補助対象者は、退職金共済契約を締結している事業主で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- 一 市内に事業所を有し、一年以上の事業実績があること。
- 二 常時雇用する従業員の数が、法第二条第一項各号に掲げる事業主の区分に応じ、当該各号に定める従業員の数を超えないこと。
- 三 市税を完納していること。

（補助金の額等）

第三条 補助金の額は、次項の規定により補助金の対象となる掛金月額に係る被共済者（法第二条第七項に規定する被共済者をいう。以下同じ。）である従業員の退職金共済契約の一年分（一月分から十二月分まで）の掛金月額の合計額に、次の各号の事業主の区分に応じ、当該各号に定める表に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 次号に掲げる事業主以外の事業主 [別表第一](#)
- 二 卸売業、サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主 [別表第二](#)

2 補助金の対象となる掛金月額は、新たに被共済者となった従業員について、その者の退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分から三年分とする。

（交付申請）

第四条 補助金の交付を受けようとする事業主は、中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書（[様式第一号](#)）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 一 月別・個人別掛金内訳書(様式第二号)
 - 二 被共済者であることが確認できる書類
 - 三 退職金共済契約の掛金の納付が確認できる書類
 - 四 市税に滞納がないことが確認できる書類
- 2 前項の規定による申請は、毎年二月末日までに、前年分の退職金共済契約の掛金に係る補助金について行うものとする。

(決定)

第五条 市長は、前条第一項の規定による申請を受理したときはその内容を審査の上補助金の交付の適否を決定し、補助金の交付を決定したときは中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書(様式第三号)により申請者に通知するものとする。

(報告等)

第六条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業主に対し、当該補助金の対象となる退職金共済契約の掛金等に関する報告を求め、又は書類を提出させることができる。

(決定の取消し等)

第七条 市長は、事業主が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の当該取消しに係る部分の返還を命ずることができる。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十一年から平成二十三年までの各年分の退職金共済契約の掛金に係る補助については、第三条第一項の規定により算出した額に、補助金の対象となる従業員の数に千円を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第一(第三条関係)

被共済者である従業員数	割合
一人以上十人以下	〇・二五
十一人以上三十人以下	〇・二〇
三十一人以上五十人以下	〇・一五
五十一人以上三百人以下	〇・一〇

別表第二 (第三条関係)

被共済者である従業員数	割合
一人以上五人以下	〇・三〇
六人以上十人以下	〇・二五
十一人以上百人以下	〇・二三

(様式 略)

川越市事業所従業員定期健康診断料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所に雇用されている従業員の健康管理及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項の健康診断を促進するため、事業主の行う定期健康診断(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条に規定する定期健康診断をいう。以下同じ)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者の要件)

第2条 補助金の申請をすることができる事業主の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 常時雇用する従業員が30人以下であること。

(2) 主たる事業所を市内に有していること。

(3) 納付すべき市税を完納していること。

2 定期健康診断に係る補助金の交付を3回受けた事業主は、申請することができない。

(補助事業者の責務)

第3条 補助金の交付を受けた事業主は、当該補助金を受けた後も定期健康診断を実施するよう努めなければならない。

(補助額等)

第4条 補助額は、従業員一人当たりによした定期健康診断受診料の30パーセントとし、その額は、3,000円を限度とする。

2 補助金の申請は、1年度につき1回とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、定期健康診断受診料領収書(様式第2号)とする。

3 規則第4条第1項第2号から第5号までに掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に行った定期健康診断に係る補助額についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「30パーセント」とあるのは「50パーセント」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。(平成15年3月31日改正)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。(平成18年3月29日改正)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。(平成21年7月6日改正)